

福岡県公報

平成二十年四月十一日
第二千八百九号
増刊
①

目次

正 誤

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則（平成二十年福岡県規則第三十八号）中正誤……………

正 誤

20・3・31	発行年月日	2804 増刊	公報番号	規則	種類	38	同上番号	40	ページ	上 下	欄	19	行	挿入	備考	19行の次に次のように加える。	正 誤

第四章第一節及び第三節を次のように改める。

第二節 保健医療介護部に属する出先機関

第一款 保健福祉環境事務所及び保健所

（名称、内部組織、位置及び管轄区域）

第八十七条 福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十三号）第一条第一項の規定により設置された保健福祉環境事務所の名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	総務企画課 総務係 企画指導係	大野城市白木原三丁目五番二五号	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫

福岡県粕屋保健福祉環境事務所

総務企画課
総務係

糟屋郡粕屋町大字戸原字堀ノ内二三五番地の七

古賀市 糟屋郡

郡

<p>福岡県糸島保健福祉環境事務所</p>	<p>福岡県朝倉保健福祉環境事務所</p>	<p>福岡県宗像保健福祉環境事務所</p>	
<p>総務企画課 総務係 企画指導係 保健福祉課 保護係</p>	<p>総務企画課 総務係 企画指導係 保護係 保健福祉課 高齢者・児童家庭係 障害者福祉係 健康対策課 衛生課 環境課</p>	<p>総務企画課 総務係 企画指導係 保健福祉課 高齢者・児童家庭係 障害者福祉係 健康対策課 衛生課 環境課</p>	<p>企画指導係 保健福祉課 高齢者・児童家庭係 障害者福祉係 監査指導係 健康対策課 衛生課 保護第一課 保護第一係 保護第二係 保護第二係 保護第一係 保護第二係 環境課</p>
<p>前原市浦志二丁目三番一号</p>	<p>朝倉市甘木二〇一四番地一</p>	<p>宗像市東郷一丁目二番一号</p>	
<p>前原市 糸島郡</p>	<p>朝倉市 朝倉郡</p>	<p>宗像市 福津市</p>	
<p>福岡県嘉穂保健福祉環境事務所</p>	<p>福岡県鞍手保健福祉環境事務所</p>	<p>福岡県遠賀保健福祉環境事務所</p>	
<p>総務企画課 総務係 企画指導係 保健福祉課 高齢者・児童家庭係</p>	<p>総務企画課 総務係 企画指導係 保健福祉課 高齢者・児童家庭係 障害者福祉係 監査指導係 健康対策課 衛生課 保護第一係 保護第二係 環境課</p>	<p>総務企画課 総務係 企画指導係 保健福祉課 高齢者・児童家庭係 障害者福祉係 健康対策課 衛生課 保護第一課 保護第一係 保護第二係 保護第二係 保護第一係 保護第二係 環境課</p>	<p>高齢者・児童家庭係 障害者福祉係 健康対策課 衛生課 環境課</p>
<p>飯塚市新立岩八番一号</p>	<p>直方市日吉町九番一〇号</p>	<p>遠賀郡水巻町吉田西二丁目一七番七号</p>	
<p>飯塚市 嘉穂郡</p>	<p>直方市 宮若市 鞍手郡</p>	<p>中間市 遠賀郡</p>	

2 地域保健法第五条第一項の規定に基づく保健所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
福岡県筑紫保健所	大野城市白木原三丁目五番一五号	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡
福岡県粕屋保健所	糟屋郡粕屋町大字戸原字堀ノ内二三五番地の七	古賀市 糟屋郡
福岡県宗像保健所	宗像市東郷二丁目二番一号	宗像市 福津市
福岡県朝倉保健所	朝倉市甘木二〇一四番地一	朝倉市 朝倉郡
福岡県糸島保健所	前原市浦志二丁目三番一号	前原市 糸島郡
福岡県遠賀保健所	遠賀郡水巻町吉田西二丁目一七番七号	中間市 遠賀郡
福岡県鞍手保健所	直方市日吉町九番一〇号	直方市 宮若市 鞍手郡
福岡県嘉穂保健所	飯塚市新立岩八番一号	飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡
福岡県田川保健所	田川市大字伊田字松原通り三二九二番地の二	田川市 田川郡
福岡県久留米保健所	久留米市合川町一六四二番地の一	大川市 小郡市 うきは市 三井郡 三潴郡
福岡県八女保健所	八女市大字本村字深町二五番地	八女市 筑後市 八女郡
福岡県山門保健所	柳川市三橋町今古賀八番地の一	柳川市 みやま市
福岡県京築保健所	行橋市中央一丁目二番一号	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

(役付職員等)

第八十八条 保健福祉環境事務所に所長、保健監、副所長及び環境長を、同所の各課に課長を、各係に係長を置く。

2 前項に規定するもののほか、知事が特に必要と認める保健福祉環境事務所に副保健監を置く。

3 前二項に規定するもののほか、保健福祉環境事務所の総務企画課のうち、知事が特に必要と認める課に庶務係を置く。

に必要と認める課に庶務主幹を置く。

4 前三項に規定するもののほか、保健福祉環境事務所の保護課（福岡県粕屋保健福祉環境事務所、福岡県遠賀保健福祉環境事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所）にあつては保護第一課及び保護第二課、福岡県田川保健福祉環境事務所にあつては保護第一課、保護第二課、保護第三課、保護第四課及び保護第五課のうち、知事が特に必要と認める課に保護主幹を置く。

5 前各項に規定するもののほか、福岡県嘉穂保健福祉環境事務所、福岡県八女保健福祉環境事務所、福岡県京築保健福祉環境事務所の保護第二課のうち、知事が特に必要と認める課に保護指導員を置く。

6 第一項に規定する保健監を地域保健法第十条に規定する保健所の所長とする。

7 保健所の事務に従事する職員は、保健福祉環境事務所に従事する職員をもつて充てる。

(所掌事務)

第八十九条 福岡県筑紫保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 庶務係

(1) 生活保護法の施行に関する事務のうち、医療券及び介護券の交付その他の保護金品の給付並びに保護施設（国又は県が経営するものを除く。）に関すること。

(2) 庶務に関すること。

(3) 財務会計に関すること。

ロ 企画指導係

(1) 統計法の規定に基づく指定統計のうち、人口動態調査、医療施設調査、患者調査及び国民生活基礎調査に関すること。

(2) 災害救助法の施行に関すること。

(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関すること。

(4) 栄養士法の施行に関すること。

- (5) 大麻取締法の施行に関する事。
- (6) 民生委員法の施行に関する事。
- (7) 医師法の施行に関する事。
- (8) 歯科医師法の施行に関する事。
- (9) 保健師助産師看護師法の施行に関する事。
- (10) 歯科衛生士法の施行に関する事。
- (11) 医療法の施行に関する事。
- (12) 死体解剖保存法の施行に関する事。
- (13) 毒物及び劇物取締法の施行に関する事。
- (14) 社会福祉法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- (15) 診療放射線技師法の施行に関する事。
- (16) 覚せい剤取締法の施行に関する事。
- (17) 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事。
- (18) あへん法の施行に関する事。
- (19) 歯科技工士法の施行に関する事。
- (20) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事。
- (21) 臨床検査技師等に関する法律の施行に関する事。
- (22) 薬事法の施行に関する事。
- (23) 薬剤師法の施行に関する事。
- (24) 理学療法士及び作業療法士法の施行に関する事。
- (25) 柔道整復師法の施行に関する事。
- (26) 視能訓練士法の施行に関する事。
- (27) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関する事。
- (28) 保健所運営協議会に関する事。
- (29) 戦没者、戦傷病者等に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- (30) 同和対策に関する事。
- (31) 地域保健に関する思想の普及向上に関する事。
- (32) その他管轄区域に係る地域保健及び社会福祉に関する企画、調整及び連絡に関する事。

- (33) 地域保健及び社会福祉に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。
 - (34) 総合相談窓口に関する事。
- 二 保健福祉課
- イ 高齢者・児童家庭係
- (1) 児童福祉法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと（児童福祉施設に係る報告徴収及び立入調査に関するものを除く。）。
 - (2) 母体保護法の施行に関する事。
 - (3) 売春防止法の施行に関する事。
 - (4) 児童扶養手当法に基づく認定請求に必要な遺棄証明の発行に関する事。
 - (5) 老人福祉法の施行に関する事。
 - (6) 母子及び寡婦福祉法の施行に関する事。
 - (7) 母子保健法の施行に関する事。
 - (8) 老人保健法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
 - (9) 介護保険法の施行に関する事（指定介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の実地指導に関するものを除く。）。
 - (10) 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事。
 - (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に関する事。
- ロ 障害者福祉係
- (1) 児童福祉法の施行に関する事務のうち、障害児に関する事（療育指導に係るものを除く。）。
 - (2) 身体障害者福祉法の施行に関する事。
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事。
 - (4) 知的障害者福祉法の施行に関する事。
 - (5) 戦傷病者特別援護法の施行に関する事。
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事（国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当に関する事を含む。）。

(7) 障害者自立支援法の施行に関する事(指定障害福祉サービス事業者及び指

定障害者支援施設の実地指導に関する事(を除く。))。

三 健康対策課

イ 健康増進係

(1) 調理師法の施行に関する事。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、特定健康診査及び特定保健指導に関する事。

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関する事。

(4) 臓器の移植に関する法律の施行に関する事。

(5) 健康増進法の施行に関する事。

(6) らい予防法の廃止に関する法律の施行に関する事。

(7) 成人保健に関する事。

(8) 歯科保健に関する事。

(9) 特定疾患等難病に関する事。

(10) 医療社会事業の向上及び増進に関する事。

(11) 肝炎総合対策に関する事。

ロ 感染症係

(1) 予防接種法の施行に関する事。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事。

四 衛生課

イ 食品衛生係

(1) 食品衛生法の施行に関する事(第十三項の表の下欄に掲げる事務及び福岡県食肉衛生検査所の所掌事務を除く。)

(2) 製菓衛生師法の施行に関する事。

(3) 福岡県食品取扱条例の施行に関する事。

(4) 福岡県ふく取扱条例の施行に関する事。

ロ 生活衛生係

(1) 理容師法の施行に関する事。

(2) 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する事。

(3) 興行場法の施行に関する事。

(4) 旅館業法の施行に関する事。

(5) 公衆浴場法の施行に関する事。

(6) 化製場等に関する法律の施行に関する事。

(7) クリーニング業法の施行に関する事。

(8) 狂犬病予防法の施行に関する事。

(9) 美容師法の施行に関する事。

(10) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事。

(11) 水道法の施行に関する事。

(12) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事。

(13) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事。

(14) 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事。

五 保護課

イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する事。

ロ 生活保護法の施行に関する事務のうち、他課に属しない事。

ハ ホームレスの自立支援に関する事。

六 検査課

イ 衛生上の試験検査に関する事。

七 環境課

イ 温泉法の施行に関する事。
ロ 下水道法の施行に関する事務のうち、環境大臣の所管に係るものの終末処理場の維持管理に関する事。

ハ 大気汚染防止法の施行に関する事。

ニ 騒音規制法の施行に関する事。

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事。

ヘ 水質汚濁防止法の施行に関する事。

ト 悪臭防止法の施行に関する事。

チ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に關すること。
 リ 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行に關すること。

又 振動規制法の施行に關すること。

ル 浄化槽法の施行に關する事務のうち、他の出先機関に屬しないこと。

ヲ 湖沼水質保全特別措置法の施行に關すること。

ワ 水道原水水質保全事業の実施の促進に關する法律の施行に關すること。

カ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に關する特別措置法の施行に關すること。

ヨ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に關する法律の施行に關すること。

タ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に關する法律の施行に關すること。

レ ダイオキシン類対策特別措置法の施行に關すること。

ソ 建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律の施行に關する事務のうち、特定建設資材廃棄物の再資源化等に關すること。

ツ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に關する法律の施行に關すること。

ネ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法の施行に關すること。

ナ 土壌汚染対策法の施行に關すること。

ラ 使用済自動車の再資源化等に關する法律の施行に關すること。

ム 福岡県立自然公園条例の施行に關すること。

ウ 福岡県公害防止等生活環境の保全に關する条例の施行に關すること。

エ 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に關する条例の施行に關すること。

ノ 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に關する条例の施行に關すること。

オ 福岡県ごみ散乱防止条例の施行に關すること。

ク 福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に關する条例の施行に關すること。

ヤ 福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に關する条例の施行に關すること。
 マ 独立行政法人環境再生保全機構から委託された事務のうち、石綿による健康被害の救済に關すること。

2 福岡県柏屋保健福祉環境事務所の各課又は各係ことの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 前項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 前項第一号ロに規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 前項第二号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

(1) 前項第二号ロに規定する事務

ハ 監査指導係

(1) 児童福祉法の施行に關する事務のうち、児童福祉施設に係る報告徴収及び立入調査に關すること。

(2) 社会福祉法の施行に關する事務のうち、社会福祉法人（市町村社会福祉協議会、保育所のみを經營する法人及び保育所と併せてその他の第二種社会福祉事業のみを經營する法人に限る。）に係る運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導に關すること。

(3) 介護保険法の施行に關する事務のうち、指定介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の実地指導に關すること。

(4) 障害者自立支援法の施行に關する事務のうち、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の実地指導に關すること。

三 健康対策課

イ 前項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 前項第四号に規定する事務

五 保護第一課

イ 保護第一係

- (1) 前項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

ロ 保護第二係

- (1) 前項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

六 保護第二課

イ 保護第一係

- (1) 前項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

ロ 保護第二係

- (1) 前項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

七 環境課

イ 前項第七号に規定する事務

ロ 自然公園法の施行に関すること。

3 福岡県宗像保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

- (1) 第一項第一号イ②及び③に規定する事務
- (2) 生活保護法の施行に関する事務のうち返還金 徴収金に関すること。

ロ 企画指導係

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

- (1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 環境課

- イ 第一項第七号に規定する事務（同号ムに規定する事務を除く。）
- ロ 前項第七号ロに規定する事務

4 福岡県朝倉保健福祉環境事務所及び福岡県糸島保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

- (1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

- (1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

- (1) 第一項第二号イに規定する事務
- ロ 障害者福祉係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

5 第二項第七号ロに規定する事務
福岡県遠賀保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 保護第一課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

六 保護第二課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

七 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務（同号ムに規定する事務を除く。）

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

6 福岡県鞍手保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

八 監査指導係

(1) 第二項第二号八に規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 保護課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ること。

六 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

7 福岡県嘉穂保健福祉環境事務所及び福岡県八女保健福祉環境事務所の各課又は各係ことの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

六 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

8 福岡県田川保健福祉環境事務所の各課又は各係ことの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務（同号イ(1)に規定する事務を除く。）

ロ 医療扶助係

(1) 第一項第一号イ(1)に規定する事務

ハ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

ハ 監査指導係

(1) 第二項第二号ハに規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 保護第一課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

六 保護第二課

イ 保護第一係

イ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

七 保護第三課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

ハ 保護第三係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

八 保護第四課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

九 保護第五課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

ハ 保護第三係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

十 検査課

イ 第一項第六号に規定する事務

十一 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

ハ 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関する
こと。

9 福岡県久留米保健福祉環境事務所の各課又は各係ことの所掌事務は、次のとおりと
する。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

ハ 保護係

(1) 第一項第五号に規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

ハ 監査指導係

(1) 第二項第二号ハに規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 検査課

イ 第一項第六号に規定する事務

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

六 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

10 福岡県山門保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イ(2)及び(3)に規定する事務

(2) 生活保護法の施行に関する事務のうち返還金、徴収金に関するもの。

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

ハ 監査指導係

(1) 第二項第二号ハに規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

11 福岡県京築保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 健康増進係

イ 健康増進係

(1) 第一項第三号イに規定する事務

ロ 感染症係

(1) 第一項第三号ロに規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 保護第一課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関するもの。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関するもの。

六 保護第二課

イ 第一項第五号に規定する事務

七 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

ハ 第八項第十一号ハに規定する事務

12 前各項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる係にあつては、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該下欄に掲げる区域の事務を所掌する。

福岡県粕屋保健福祉環境事務所保健福祉課
課監査指導係

第八十七条第一項に規定する、福岡県筑紫保健福祉環境事務所、福岡県粕屋保健福祉環境事務所、福岡県宗像保健福祉環境事務所及び福岡県糸島保健福祉環境事務所の管轄区域

福岡県鞍手保健福祉環境事務所保健福祉課監査指導係	第八十七条第一項に規定する、福岡県遠賀保健福祉環境事務所、福岡県鞍手保健福祉環境事務所及び福岡県嘉穂保健福祉環境事務所の管轄区域
福岡県田川保健福祉環境事務所保健福祉課監査指導係	第八十七条第一項に規定する、福岡県田川保健福祉環境事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域
福岡県久留米保健福祉環境事務所保健福祉課監査指導係	第八十七条第一項に規定する、福岡県久留米保健福祉環境事務所及び福岡県朝倉保健福祉環境事務所の管轄区域
福岡県山門保健福祉環境事務所保健福祉課監査指導係	第八十七条第一項に規定する、福岡県八女保健福祉環境事務所及び福岡県山門保健福祉環境事務所の管轄区域

13 第一項から第十一項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる課又は係にあつては、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該中欄に掲げる区域について、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

福岡県筑紫保健福祉環境事務所衛生課食品衛生係	第八十七条第一項に規定する、福岡県筑紫保健福祉環境事務所、福岡県粕屋保健福祉環境事務所、福岡県宗像保健福祉環境事務所、福岡県糸島保健福祉環境事務所、福岡県遠賀保健福祉環境事務所及び福岡県鞍手保健福祉環境事務所の管轄区域	食品衛生法第二十八条第一項、第三十条第四項並びに第六十二条第一項及び第三項に規定する事務であつて、次の各号に掲げる営業に係るもの 一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第四号から第八号まで、第十三号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十三号、第二十四号、第三十三号及び第三十四号の営業 二 卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場の施設内における食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下この表中「食品等」という。）の販売業 三 大規模小売店舗立地法第二条第二項に規定する大規模小売店舗（店舗面積が三千平方メートル未満の場合を除く。）の施設内における食品等の販売業 四 その他前二号に規定する施設に類似する施設内における食品等の販売業
福岡県田川保健福祉環境事務所衛生課	第八十七条第一項に規定する、福岡県嘉穂保健福祉環境事務所、福岡県田川保健福祉環境事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域	
福岡県久留米保健福祉環境事務所衛生課	第八十七条第一項に規定する福岡県朝倉保健福祉環境事務所、福岡県久留米保健福祉環境事務所、福岡県八女保健福祉環境事務所及び福岡県山門保健福祉環境事務所の管轄区域	

14 保健所の所掌事務は、次に掲げる法律その他の法令に基づき保健所長又は保健所の権限に属する事務とする。

- 一 児童福祉法、食品衛生法、予防接種法、母体保護法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、死体解剖保存法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、狂犬病予防法、毒物及び劇物取締法、検疫法、老人福祉法、母子保健法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び健康増進法

第二款 保健環境研究所
（設置、名称、内部組織及び位置）

第九十条 保健衛生及び環境保全に関する試験検査、分析測定及び調査研究等を行うため、保健環境研究所を設置する。

2 保健環境研究所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
福岡県保健環境研究所	管理部 総務課 企画情報管理課 計測技術課 保健科学部 病理細菌課 ウイルス課 生活化学課 環境科学部 大気課 水質課 廃棄物課 環境生物課	太宰府市大字向佐野字迎田三九番地

（役付職員）

第九十一条 保健環境研究所に所長及び副所長を、同所の各部に部長を、各課に課長を置く。

2 前項に規定するもののほか、保健環境研究所の総務課以外の各課に専門研究員及び研究員を置く。

(所掌事務)

第九十二条 保健環境研究所の各部及び各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理部

イ 総務課

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 財務会計に関する事。

ロ 企画情報管理課

- (1) 保健環境研究所における試験検査、分析測定及び調査研究等の総合企画、調整及び連絡に関する事。

- (2) 保健衛生及び環境保全に係る試験研究の成果の管理に関する事。

- (3) 保健衛生及び環境保全に係る研修等に関する事。

- (4) 各種疾病及び環境汚染等による不健康要因の人体に及ぼす影響についての疫学的調査研究に関する事。

- (5) テレメーターによる大気汚染等の測定、解析及び調査研究に関する事。

- (6) その他保健衛生及び環境保全に関する情報の解析及び調査研究に関する事。

八 計測技術課

- (1) 高度精密分析機器による試験及び調査研究に関する事。

- (2) 化学物質の試験及び調査研究に関する事務のうち、他部に属しない事。

二 保健科学部

イ 病理細菌課

- (1) 細菌性疾患及び病原細菌の細菌学的及び血清学的検査及び調査研究に関する事。

- (2) 食品、水及び環境の細菌学的検査及び調査研究に関する事。

- (3) 消毒薬、殺菌剤及び細菌製剤等の効力試験、無菌試験及び病理毒性試験に関する事。

ロ ウイルス課

- (1) リケッチャ性及びウイルス性疾患並びに病原ウイルスのウイルス学的及び血清学的検査及び調査研究に関する事。

- (2) 人畜共通感染症のウイルス学的検査及び調査研究に関する事。

八 生活科学課

- (1) 食品、医薬品、衛生材料及び生体試料等の理化学的試験及び調査研究に関する事。

三 環境科学部

イ 大気課

- (1) 大気汚染及び悪臭の分析測定及び調査研究に関する事。
- (2) 放射能による食品及び環境の汚染の調査研究に関する事。
- (3) 騒音振動の分析測定及び調査研究に関する事。

ロ 水質課

- (1) 工場排水及び公共用水等の水質基準に係る試験、分析測定及び調査研究に関する事。
- (2) 上水、井水、下水、し尿浄化槽排水及び清掃処理施設排水等の水質試験及び調査研究に関する事。
- (3) 地下水及び土壌の汚染等に係る試験、分析測定及び調査研究に関する事。
- (4) 温泉試験に関する事。

八 廃棄物課

- (1) 廃棄物の試験、分析及び処理方法等の調査研究に関する事。

二 環境生物課

- (1) 衛生動物の同定、生態、分布及び駆除の調査研究に関する事。
- (2) 環境汚染の動植物に及ぼす影響及び環境指標動植物の調査研究に関する事。
- (3) 自然保護に係る動植物の分布及び生態の調査研究に関する事。

第三款 精神保健福祉センター

(名称) 内部組織、位置及び管轄区域
 第九十三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項の規定に基づく精神保健福祉センターの名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置	管轄区域

福岡県精神保健福祉センター	総務企画課 相談指導課 社会復帰課	春日市原町三丁目一番地七	福岡県の全域（北九州市及び福岡市を除く。）
---------------	-------------------------	--------------	-----------------------

(役付職員)

第九十四条 精神保健福祉センターに所長及び副所長を、同センターの各課に課長を置く。

(所掌事務)

第九十五条 精神保健福祉センターの各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 精神保健福祉業務従事職員の教育研修に関する事。

ロ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及向上に関する事。

ハ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する企画及び調査研究並びに統計及び資料の収集整備に関する事。

ニ 庶務に関する事。

ホ 財務会計に関する事。

ヘ 精神医療審査会に関する事。

ト 精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に関する事。

二 相談指導課

イ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関する事。

ロ 保健福祉環境事務所並びに精神保健及び精神障害者の福祉関係機関に対する技術指導及び技術援助に関する事。

ハ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する地域協力組織の育成に関する事。

ニ 障害者自立支援法の施行に関する事務のうち、市町村等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと（精神障害者に係るものに限る。）。

三 社会復帰課

イ 回復途上にある精神障害者に対する社会復帰訓練に関する事。

第四款 食肉衛生検査所

(名称、内部組織、位置及び管轄区域)

第九十六条 福岡県食肉衛生検査所設置条例（昭和六十年福岡県条例第十四号）第一条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県食肉衛生検査所	と畜検査第一課 と畜検査第二課 食鳥検査課	筑紫野市大字二日市七一六番地一	福岡県の全域（北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市を除く。）

(役付職員)

第九十七条 食肉衛生検査所に所長を、同所の各課に課長を置く。

(所掌事務)

第九十八条 食肉衛生検査所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 と畜検査第一課

イ 食品衛生法の施行に関する事務（と畜場内の食肉（骨、臓器及び血液を含む。）に係るものに限る。）のうち、他課に属しないこと。

ロ と畜場法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査等に関する事に限る。）のうち、他課に属しないこと。

ニ 獣畜のとさつ及び解体検査に係る微生物学的、病理組織学的及び理化学的検査に関する事。

ホ 庶務に関する事。

ヘ 財務会計に関する事。

二 と畜検査第二課

イ 食品衛生法の施行に関する事務（と畜場内の食肉（骨、臓器及び血液を含む。）に係るものに限る。）のうち、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、筑紫郡、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、糸島郡、田川郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに関する事。

ロ と畜場法の施行に関する事務のうち、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前

市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、筑紫郡、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、糸島郡、田川郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに関する事。

八 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査等に限る。）のうち、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、筑紫郡、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、糸島郡、田川郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに関する事。

三 食鳥検査課

イ 食品衛生法の施行に関する事務のうち、食鳥処理場等の食鳥肉（骨及び臓器を含む。）に係るものに関する事。

ロ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する事。

ハ 食鳥とたい、食鳥中抜きとたい及び食鳥肉等に係る微生物学的、病理組織学的及び理化学的検査に関する事。

第三節 福祉労働部に属する出先機関

第一款 児童相談所

（名称、内部組織、位置及び管轄区域）

第九十九条 児童福祉法第十五条の規定により設置された児童相談所の名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県中央児童相談所	総務企画課 総務係 企画指導係 相談課 相談第一係 相談第二係 判定課 保護課	春日市原町三丁目一番地七	中間市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 前原市 古賀市 福津市 筑紫郡 糟屋郡 遠賀郡 糸島郡
福岡県久留米児童相談所	総務企画課 相談課 相談第一係	久留米市津福本町字金丸二八一番地	久留米市 八女市 筑後市 大川市 小郡市

福岡県田川児童相談所

相談第一係
保護課

田川市西区弓削田一八八番地

直方市 飯塚市 田川市 行橋市 豊前市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡 京都郡 築上郡

福岡県大牟田児童相談所

総務企画課
相談課
保護課

大牟田市西浜田町四番地の一

大牟田市 柳川市 みやま市

2 福岡県児童相談所条例（平成十一年福岡県条例第四十三号）第二条第二項の規定に基づき、児童相談所の支所を設置する。

3 支所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
福岡県中央児童相談所 宗像支所	宗像市田熊五丁目五番一号	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
福岡県田川児童相談所 京築支所	豊前市大字八屋二〇〇七番地の一	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

（役付職員）

第一百条 児童相談所に所長を、福岡県中央児童相談所に副所長を、児童相談所の各課に課長を、各係に係長を、同所の支所に支所長を置く。

（所掌事務）

一 総務企画課

イ 児童福祉思想の普及啓発に関する事。

ロ 関係機関及び民間団体との連携の推進に関する事。

ハ 児童相談所及び関係機関の職員の資質の向上に関する事。

ニ その他児童相談等に関する企画及び調査に関する事。

ホ 庶務に関すること。
ヘ 財務会計に関すること。

二 相談課

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、他の出先機関に属しないこと。
ロ 特別児童扶養手当法の施行に関する事務のうち、知的障害の状態の判定に関すること。

ハ 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関すること。

ニ 児童に関する各般の問題に係る家庭その他からの相談に関すること。

ホ 児童及びその家庭の必要な調査並びにこれらに付随する必要な指導に関すること。

ヘ 里親に関すること。

ト 児童文化に関すること。

チ 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神衛生上の判定並びにこれらに付随する必要な指導に関すること。

リ 児童の精神衛生知識の啓発に関すること。

三 保護課

イ 児童の一時保護に関すること。

2 福岡県中央児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。ただし、第二号及び第三号に規定する事務については支所の所掌事務を除いたものとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 前項第一号ホに規定する事務

(2) 前項第一号ヘに規定する事務（支所に係るものを含む。）

ロ 企画指導係

(1) 前項第一号イからニまでに規定する事務

二 相談課

イ 相談第一係

(1) 前項第二号イからトまでに規定する事務であつて所長の指定する区域に係る

ものに関すること（前項第二号ロに規定する事務のうち、他課に属するものを除く。）。

ロ 相談第二係

(1) 前項第二号イからトまでに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること（前項第二号ロに規定する事務のうち、他課に属するものを除く。）。

三 判定課

イ 前項第二号ロに規定する事務のうち、個人知能検査及び診断に関すること。

ロ 前項第二号チ及びリに規定する事務

四 保護課

イ 前項第三号に規定する事務

3 福岡県久留米児童相談所及び福岡県田川児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は次のとおりとする。ただし、福岡県田川児童相談所にあつては、第二号に規定する事務から当該児童相談所の支所の所掌事務を除いたものとする。

一 総務企画課

イ 第一項第一号に規定する事務（福岡県田川児童相談所にあつては、支所に係るものを含む。）

二 相談課

イ 相談第一係

(1) 第一項第二号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 相談第二係

(1) 第一項第二号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

三 保護課

イ 第一項第三号に規定する事務

4 児童相談所の支所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第一項第二号に規定する事務（同号ト及びリに規定する事務を除く。）

二 第一項第一号ホに規定する事務

第二款 児童福祉施設

(設置、種類、名称、内部組織及び位置)

第二百二条 児童福祉法(以下この款中「法」という。)及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第三十六条の規定に基づき、法第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の五及び第四十四条に規定する児童福祉施設を設置する。

2 児童福祉施設の種類の名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

種類	名称	内部組織	位置
児童自立支援施設	福岡県立福岡学園	庶務課 指導課	筑紫郡那珂川町大字後野二七九番地一
情緒障害児短期治療施設	福岡県立筑後いずみ園	庶務課 医療課	筑後市大字下北島字山本二一〇番
肢体不自由児施設	福岡県立粕屋新光園	庶務課 医療課	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目二番一号
盲児施設	生明学園		福岡市早良区飯倉五丁目一五番一号
ろうあ児施設	新開学園		福岡市早良区飯倉五丁目一五番一号

3 前項に規定する児童福祉施設のうち、盲児施設及びろうあ児施設については、知事が指定する者にその管理を委託するものとする。

(役付職員)

第二百三条 児童福祉施設に園長を、同施設の各課に課長を、福岡県立福岡学園及び福岡県立筑後いずみ園の指導課に寮長を、福岡県立粕屋新光園に副園長、総看護長、看護長及び副看護長を置く。

(所掌事務)

第二百四条 児童福祉施設の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 福岡県立福岡学園

イ 庶務課

(1) 庶務に関する事。

(2) 財務会計に関する事。

ロ 指導課

(1) 不良行為をし、又はするおそれがある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の指導及びその自立支援に関する事。

二 福岡県立筑後いずみ園

イ 庶務課

(1) 第一号イに規定する事務

ロ 指導課

(1) 軽度の情緒障害を有する児童の治療及びその自立支援に関する事。

三 福岡県立粕屋新光園

イ 庶務課

(1) 第一号イに規定する事務

ロ 医療課

(1) 上肢下肢又は体幹の機能の障害のある児童(以下この号中「肢体不自由児」という。)の治療に関する事。

(2) 肢体不自由児に対する自立自活に必要な知識技能の付与に関する事。

第三款 障害者更生相談所

(名称、内部組織及び位置)

第二百五条 公の施設条例第十四条の規定により設置された障害者更生相談所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
福岡県障害者更生相談所	相談課 判定課	春日市原町三丁目一番地七

(役付職員)

第二百六条 障害者更生相談所に所長を、同所の各課に課長を置く。

(所掌事務)

第二百七条 障害者更生相談所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談課

イ 身体障害者及び知的障害者に関する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導を行うこと。

ロ 市町村の援護(身体障害者福祉法第十八条第二項及び知的障害者福祉法第十六

条第一項第二号に規定する措置に係るものに限る。）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村村に対する情報の提供その他必要な援助に関する事。

八 庶務に関する事。

二 財務会計に関する事。

ホ 障害者自立支援法の施行に関する事務のうち、市町村等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと（身体障害者及び知的障害者に係るものに限る。）。

二 判定課

イ 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ、障害者自立支援法第五条第十九項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

ロ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

ハ 身体障害者手帳の交付に関する事。

ニ 療育手帳の交付に関する事。

ホ 福岡県社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会に関する事。

ヘ 身体障害者福祉法第十五条に規定する指定医師及び障害者自立支援法第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療に係るものに限る。）の指定に関する事。

第四款 労働福祉事務所

（名称、位置及び管轄区域）

第百八条 福岡県労働福祉事務所設置条例（昭和三十一年福岡県条例第三十九号）第一条の規定により設置された労働福祉事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
福岡県福岡労働福祉事務所	福岡市中央区赤坂一丁目八番八号	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 前原市 古賀市 福津市 筑紫郡 糟屋郡 糸島郡

福岡県北九州労働福祉事務所 北九州市小倉北区内七番八号 北九州市 行橋市 豊前市 中間市 遠賀郡 京都郡 築上郡

福岡県筑後労働福祉事務所 久留米市合川町一六四二番地の一 大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小都市 うきは市 朝倉市 みやま市 朝倉郡 三井郡 三潴郡 八女郡

福岡県筑豊労働福祉事務所 飯塚市新立岩八番一号 直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡

（役付職員）

第百九条 労働福祉事務所に所長及び次長を置く。

2 前項に規定するもののほか、労働福祉事務所のうち、知事が特に必要と認める所に労働福祉主幹を置く。

（所掌事務）

第百十条 労働福祉事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 労働関係調整法の施行に関する事。
- 二 労働関係の調査及び指導に関する事。
- 三 中小企業の労働問題の相談に関する事。
- 四 個別労使紛争の解決の促進に関する事。
- 五 就業の支援等に関する事。
- 六 労働教育の実施に関する事。
- 七 中小企業の労務管理の改善及び指導に関する事。
- 八 労働福祉の推進に関する事。
- 九 庶務に関する事。
- 十 財務会計に関する事。

第五款 高等技術専門校

（名称、内部組織、位置及び訓練科）

第百十一条 公の施設条例第二十条の規定により設置された高等技術専門校の名称、内

部組織、位置及び訓練科は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	訓練科
福岡県立福岡高等技術専門学校	庶務課 訓練第一課 訓練第二課	福岡市東区千早四丁目二四番一号	電力系電気工事科 第二種自動車系自動車整備科 印刷・製本系製版科 設備施工系冷凍空調設備科 第一種情報処理系ソフトウェア管理科 ものづくり溶接科 被服科 住宅建築科
福岡県立戸畑高等技術専門学校	庶務課 訓練課	北九州市戸畑区東大谷二丁目一番一号	機械系機械製図科 溶接科 機械科 介護サービス科
福岡県立小竹高等技術専門学校	庶務課 訓練第一課 訓練第二課	鞍手郡小竹町大字新多字本入五一四番二	第二種自動車系自動車整備科 第二種情報処理系プログラム設計科 溶接科 機械科 建築科 塗装科 情報ビジネス科 介護サービス科
福岡県立久留米高等技術専門学校	庶務課 訓練課	久留米市合川町字前田一七八六番二	第二種自動車系自動車整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科 配管科 介護サービス科
福岡県立大牟田高等技術専門学校	庶務課 訓練課	大牟田市大字歴木字平町四七五番地	電力系電気工事科 オフィスビジネス系OA事務科 溶接科 機械科 家屋営繕科
福岡県立田川高等技術専門学校	庶務課 訓練第一課 訓練第二課	田川市大字糠字柿ヶ浦二〇五九番地	窯業製品系陶磁器製造科 建築施工系建築設計科 第一種情報処理系OAシステム科 電気工事科 自動車整備科 木工科 左官科
福岡県立小倉高等技術専門学校	庶務課 訓練課	北九州市小倉南区横代東町一丁目四番一号	オフィスビジネス系OA事務科 インテリアサービス科 エクステリア工芸科 アパレル工芸科

(役付職員)

。 第百十二条 高等技術専門学校に校長及び副校長を、高等技術専門学校の各課に課長を置く。

(所掌事務)

第百十三条 福岡県立戸畑高等技術専門学校、福岡県立久留米高等技術専門学校、福岡県立

大牟田高等技術専門学校及び福岡県立小倉高等技術専門学校の各課ごとの所掌事務は次のとおりとする。

一 庶務課

- イ 訓練生に関すること。
- ロ 委託訓練に関すること。
- ハ 庶務に関すること。
- ニ 財務会計に関すること。

二 訓練課

- イ 訓練科の職業訓練に関すること。
 - ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関すること。
- 2 福岡県立福岡高等技術専門学校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

- イ 前項第一号に関する事務
- 二 訓練第一課
- イ 第二種自動車系自動車整備科、第一種情報処理系ソフトウェア管理科及び住宅建築科の職業訓練に関すること。
 - ロ 前項第二号ロに規定する事務のうち、他課に属しないこと。

三 訓練第二課

- イ 電力系電気工事科、印刷・製本系製版科、設備施工系冷凍空調設備科、ものづくり溶接科及び被服科の職業訓練に関すること。
- ロ 前項第二号ロに規定する事務のうち、イの訓練科に係るものに関すること。

3 福岡県立小竹高等技術専門学校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

- イ 第一項第一号に規定する事務

二 訓練第一課

- イ 第二種情報処理系プログラム設計科、機械科、情報ビジネス科及び介護サービス科の職業訓練に関すること。
- ロ 第一項第二号ロに規定する事務のうち、他課に属しないこと。

三 訓練第二課

- イ 第二種自動車系自動車整備科、溶接科、建築科及び塗装科の職業訓練に関すること。
 - ロ 第一項第二号ロに規定する事務のうち、イの訓練科に係るものに関すること。
- 4 福岡県立田川高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

- イ 第一項第一号に規定する事務

二 訓練第一課

- イ 窯業製品系陶磁器製造科、第一種情報処理系OAシステム科、電気工事科及び自動車整備科の職業訓練に関すること。

- ロ 第一項第二号ロに規定する事務のうち、他課に属しないこと。

三 訓練第二課

- イ 建築施工系建築設計科、木工科及び左官科の職業訓練に関すること。

- ロ 第一項第二号ロに規定する事務のうち、イの訓練科に係るものに関すること。

第六款 障害者職業能力開発校

(名称、内部組織、位置及び訓練科)

第百十四条 国から管理運営を委託された障害者職業能力開発校の名称、内部組織、位置及び訓練科は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置	訓練科
福岡障害者職業能力開発校	庶務課 訓練第一課 訓練第二課	北九州市若松区壘住 一七二八番の一	機械系機械製図科 建築施工系 建築設計科 デザイン系商業デ ザイン科 オフィスビジネス系 OA事務科 第二種情報処理系 プログラム設計科 流通ビジネ スコ 総合実務科

(役付職員)

第百十五条 障害者職業能力開発校に校長及び副校長を、同校の各課に課長を置く。

(所掌事務)

第百十六条 障害者職業能力開発校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

- イ 訓練生に関すること。

- ロ 委託訓練に関すること。
- ハ 庶務に関すること。

- ニ 財務会計に関すること。

二 訓練第一課

- イ 建築施工系建築設計科、デザイン系商業デザイン科及び総合実務科の職業訓練に関すること。

- ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する事務のうち、他課に属しないこと。

三 訓練第二課

- イ 機械系機械製図科、オフィスビジネス系OA事務科、第一種情報処理系プログラム設計科及び流通ビジネス系の職業訓練に関すること。

- ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する事務のうち、イの訓練科に係るものに関すること。

第百十七条から第百三十七条まで 削除

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）